

## 令和6年 第1回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和6年1月31日(水) 午後2時00分～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

### 3. 出席委員(16人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員			4 番	吉崎 久男
			5 番	東垂水 勝秀
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子
			8 番	永山 明美
	9 番	福元 幸志	10 番	松蘭 勝郎
			11 番	下之門 信洋
			13 番	大坪 幸博
			14 番	桑代 純一
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳
			17 番	池田 慎
			19 番	宮原 俊郎

### 4. 欠席委員(3人)

3 番 月野 貴大      12 番 六反田 達郎      18 番 梶山 俊孝

### 5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 6 議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 7 議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 8 議案第 4 号 非農地証明願について
- 日程第 9 議案第 5 号 令和 6 年度農作業標準賃金の承認について
- 日程第 10 令和 5 年分農地の賃借料情報について
- 日程第 11 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志  
農政係長 折尾 武志 松下 剛史  
農地係長 宇都 寿彦 中村 智治

## 7. 会議の概要

開 会 午後2時00分

- 事務局長 御起立願います。  
「一同 礼」  
御着席願います。
- 議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員，六反田委員，梶山委員から一身上の都合により，欠席届が提出されております。  
ただいまの出席人員は16名で，会議の定足数に達しております。  
これより令和6年第1回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。
- 議 長 まず会長諸般の報告でございますが，議案資料の119頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう。）
- 議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。  
事務局長 （諸般報告をおこなう。）
- 議 長 只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 ないようですので，これより本日の会議を開きます。  
会議録作成に必要ですので，質疑，意見等発言を求める委員は，挙手のうえ，自分の議席番号を言ってから発言してください。
- 議 長 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。  
会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により，16番松村委員，17番池田委員を指名し，会議書記に農政係長を指名いたします。
- 議 長 日程第2「会期決定の件」を議題に供します。  
お諮りします。本会議の会期は，本日1月31日の1日間で御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって，会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。
- 議 長 日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。  
農地係長 説明いたします。4頁をお開きください。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が 29 件ございました。貸人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 28 件です。

貸人主導によるもの 8 件、借人主導によるもの 21 件です。うち、農地中間管理事業への載せ替えは 2 件となっております。地目の内訳は、田 18 筆 20,521 m<sup>2</sup>、畑 32 筆 53,022 m<sup>2</sup>の合計 50 筆 73,543 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 15 件、知覧地域 8 件、川辺地域 6 件です。

なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思えます。

議 長 続きまして、日程第 4 「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は 11 頁からになります。今回は、新規認定 3 件、再認定 3 件です。

新規認定者の整理番号 1 番、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。煙草・甘藷・露地野菜の栽培を行っており、農地の集約や機械の更新等により経営の安定に努めたいところです。

次に整理番号 2 番、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。甘藷、露地野菜の面積拡大及び茶の事業承継で、肥培管理の徹底や大型機械の導入等により経営の安定に努めたいところです。

次に整理番号 3 番、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。甘藷と露地野菜の栽培を行っており、面積拡大及び機械の更新等により経営の安定に努めたいところです。

再認定 3 件の営農類型としては、甘藷が 2 件、養鶏が 1 件であります。

資料の 13 頁が一覧表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思えます。

議 長 次に、日程第 5 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農 地 係 説明いたします。15 頁の 3 条所有権移転 5 件でございます。

譲渡人は鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん  
外の申請です。

地目の内訳は、田 1 筆 304 m<sup>2</sup>、畑 7 筆 6,198 m<sup>2</sup>の合計 8 筆 6,502 m<sup>2</sup>で、  
理由につきましては、経営拡大 5 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、田が 164 千円、畑が 203 千円か  
ら 591 千円です。10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田が 1 件の  
ため 164 千円、畑 332 千円でございます。

地域別では穎娃地域 1 件、川辺地域 4 件です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断  
につきましては、申請書及び提出されました 16 頁～18 頁の調査書につい  
て審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

御審議方よろしく申し上げます。

議 長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。  
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり  
議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可」は、全案件について申  
請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり  
議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号の全案件について、申請どおり許可することに決  
定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに  
意見聴取決定について」を議題といたします。

まず 20 頁「所有権移転」の現地調査員から報告をお願いします。福元委員お願  
いします。

9 番委員 報告いたします。

20 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 21 頁から 25 頁になります。

譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は大阪市の〇〇〇〇さんです。  
申請地は川辺町〇〇字〇〇 〇〇番、田 157 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内に居住しており、自身が保有する分譲地（宅地 145.61 m<sup>2</sup>）  
が狭いことから隣接する申請地を譲り受けて、一体利用で宅地分譲地とす  
るものです。申請地北側東側西側は宅地に、南側は田に接しています。  
65cm 程度の盛土をしますが、ブロック積をするので土砂の流出等の恐れは  
なく、雨水は側溝へ放流し、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響  
を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、26 頁「賃借権設定」について高江委員をお願いします。  
7 番委員 報告いたします。

26 号の審議番号 1 番です。関連資料は 27 号から 32 号になります。

借人、穎娃町〇〇の〇〇〇〇株式会社、貸人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇字〇〇 〇〇番、畑 1,100 m<sup>2</sup>で〇〇自治会西側に位置します。申請人は、市内で〇〇〇〇業を営む法人であり、経営の安定を図るため、申請地を借り受けて農業用機械倉庫、駐車場、資材置場を整備するものです。

申請地の北側は畑に、東側南側は山林に、西側は市道に接しています。

1 m 程度の切土を行いますが、土留めをするので土砂の流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長  
9 番委員

次に、福元委員お願いします。

報告いたします。

26 号の審議番号 2 番です。関連資料は 33 号から 38 号になります。

借人は鹿児島市の株式会社〇〇〇〇、貸人は鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は川辺町〇〇字〇〇 〇〇番、7,445 m<sup>2</sup>のうち 692 m<sup>2</sup>で、〇〇自治会北側に位置します。申請人は、鹿児島市に本店を置き、〇〇の経営を営む法人であり、利用者の安全と災害防止のため、申請地を借り受けて令和 4 年 5 月に農地法の許可を得ずに駐車場を整備したもので、今回始末書を添付し、追認で許可を得ようとするものです。

申請地の北側東側は畑に、西側は宅地に、南側は国道に接しています。舗装をして駐車場として利用していますが、土留めをしているので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長  
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

(所有権移転) 審議番号 1 番の農地区分としては、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第 3 種農地に区分されます。

(賃貸借権) 審議番号 1 番は市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な

施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。先月提出された農振の用途区分の変更については、令和6年1月4日で認可されています。

審議番号2番は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

申請地は、すでに利用されていることから始末書が添付されています。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

なお、賃借権設定の審議番号1番は農用地区域内に区分されるため来月の県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第2号「農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について」は、所有権移転の1件及び賃借権設定の審議番号2番については申請どおり許可し、賃借権設定の審議番号1番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第2号に係る案件について、所有権移転の1件及び賃借権設定の1件は申請どおり許可し、賃借権設定の1件は、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第7 議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。41 頁から42 頁をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は島根県の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外3件です。

設定面積は田7筆8,793㎡、畑6筆10,525㎡の合計13筆19,318㎡で、理由につきましては、規模拡大3件、受贈1件です。

10a当たりの取引価格の平均としましては、田が253千円、畑が344千円でございます。地域別では颯娃地域2件、知覧地域1件、川辺地域1件です。

続きまして、44号～75号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇外197件です。

設定面積は田66筆51,676㎡、畑278筆389,011㎡の合計344筆440,687㎡で、穎娃地域67件、知覧地域65件、川辺地域66件となっております。なお、このうち農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては件数が74件、設定面積は田13筆6,973㎡、畑107筆143,083㎡の合計120筆150,056㎡で、穎娃地域1件、知覧地域37件、川辺地域36件となっております。

続きまして、77号～86号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外34件です。

設定面積は田23筆13,063㎡、畑82筆118,911㎡の合計105筆131,974㎡で、穎娃地域7件、知覧地域22件、川辺地域6件となっております。なお、このうち農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては件数が5件、設定面積は畑52筆90,574㎡で、穎娃地域3件、知覧地域1件、川辺地域1件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、所有権移転のうち〇〇委員が3番、〇〇委員が4番、賃貸借利用権設定のうち〇〇委員が69番、〇〇委員が96番から98番、〇〇委員が111番、〇〇委員が175番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第3号のうち、議事参与の制限に該当する案件ですが、議事参与

の制限に該当する委員が多数いるため、所有権移転と賃貸借利用権設定の2回に分けて審議いたします。

まず、所有権移転の議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(退 室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第3号のうち、議事参与の制限に該当する所有権移転の案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち、所有権移転の議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議 長 〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。

議案第3号のうち、所有権移転の議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に賃貸借権設定の議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(退 室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第3号のうち、議事参与の制限に該当する賃貸借利用権設定の案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号のうち、賃貸借利用権設定の議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議 長 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。

議案第3号のうち、賃貸借利用権設定の議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第8 議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。高江委員お願いします。

7番委員 報告いたします。

88 号の審議番号 1 番です。関連資料は 90 号から 93 号になります。  
申請人は岐阜県の〇〇〇〇さんです。申請地は潁娃町〇〇字〇〇 〇〇番  
畑 282 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請者が昭和 57 年に相続してから農地として利用しておらず、住宅用  
敷地として隣接する宅地と一体利用しています。実姉の管理者も高齢施設  
に入居しており、周辺も宅地に囲まれ今後も農地として利用する見込みは  
ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長  
8 番委員

次に、永山委員お願いします。

報告いたします。

88 号の審議番号 2 番です。関連資料は 94 号から 97 号になります。  
申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は知覧町〇〇字〇〇 〇  
〇番，畑 3,215 m<sup>2</sup>で〇〇自治会北側に位置します。

申請者の母が約 45 年前に造園業者に農地を貸し、その後倒産したこと  
から、そのままのケヤキ等を植林したまま現在に至っています。農地への  
復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断  
しました。

続きまして 88 号の審議番号 3 番です。関連資料は 98 号から 101 号にな  
ります。

申請人は鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は知覧町〇〇字〇〇 〇〇  
番，畑 1,081 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請者の父が昭和 51 年に亡くなったあと、母が申請地に杉を植林し現  
在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として  
利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長  
19 番委員

次に、宮原委員お願いします。

報告いたします。

89 号の審議番号 4 番です。関連資料は 102 号から 107 号になります。

申請人は南さつま市の〇〇〇〇さんです。申請地は①番が川辺町〇〇  
字〇〇 〇〇番，田 188 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置し，②番が川辺町〇〇字  
〇〇 〇〇番，畑 697 m<sup>2</sup>で〇〇自治会北側に位置します。

①番については、昭和 58 年頃に宅地造成され、隣接する住宅の一部と  
して駐車場等に利用されています。周辺も宅地に囲まれており、今後も農  
地として利用する見込みはないと判断しました。

②番については、申請者の両親が亡くなってから不耕作となり雑木の山  
林となっています。周辺も山林に囲まれており、今後も農地として利用す  
る見込みはないと判断しました。

続きまして、89 号の審議番号 5 番です。関連資料は 108 号から 112 号に  
なります。

申請人は南さつま市の〇〇〇〇さんです。申請地は①番が川辺町〇〇字〇〇 〇〇番，畑 230 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置し，②番が川辺町〇〇字〇〇 〇〇番，畑 128 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

①番と②番については，申請人が平成 15 年に当該申請地を購入した時にはすでに山林となっており，現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり，今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。以上で報告を終わります。

議 長  
農地係長  
ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。  
補足説明いたします。

非農地判断につきましては，市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして，宅地については経過年数や利用状況を，山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数，雑種地については周辺農地に与える影響等を考慮した上で，農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長  
只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

委 員  
議 長  
「異議なし」の声あり  
質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 4 号「非農地証明願について」は，申請理由からしてやむを得ないものとして，申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員  
議 長  
「異議なし」の声あり  
異議なしと認めます。よって議案第 4 号については，申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長  
次に，日程第 9 議案第 5 号「令和 6 年度農作業標準賃金の承認について」を議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長  
資料は 114 頁になります。

これにつきましては，昨年の 12 月 14 日市役所颯娃庁舎におきまして，「南九州市農作業標準賃金協議会」を開催し審議致しました。

協議会の委員は颯娃・知覧・川辺地域の農作業に係る受託者，委託者，農業委員代表と市農業公社職員の 12 人で構成されており，当日は委員 11 名とこれに事務局 3 人を含め計 14 人で協議をいたしました。

協議内容としまして，まず，表の 1 行目，一般農作業賃金についてですが，鹿児島県の最低賃金が令和 5 年 10 月 6 日付けで，1 時間当たり，これまでの 853 円から 44 円アップされ 897 円に改正されました。897 円に 8 時間を掛けますと，7,176 円になり，現在の設定額 6,900 円では下回って

しまいりますので、300円値上げして7,200円としております。また、山林作業賃金につきましても、300円値上げして、8,200円としております。

次に、3行目からのロータリー作業以下の受託作業賃金ですが、平成26年度に消費税が5%から8%になったことによる値上げ、令和元年度に500円プラス消費税8%の540円の改定をし、10月からは消費税10%の反映を行い、その後据え置かれて令和5年度に最低賃金の増額、燃料費の高騰等を考慮し、受託作業料金を一律110円値上げ、水田の畔塗り83円、草払い1,300円にし、無人ヘリ・ドローンによる薬剤散布を追加し2,310円、受託作業の低いバインダーとハーベスターを作業項目から削除されたところがあります。

隣接する各市の状況ですが、指宿、枕崎、南さつまとも、一般作業賃金を改定するとのことですが、他の項目は、令和6年度も令和5年度と同額にするという見込みとなっており、このようなことから、令和6年度も、令和5年度と同額に据え置くことで決定しました。

本日の総会で御承認をいただきましたら、3月発行の「農業委員会だより」に掲載し、一般公表することになります。

以上で説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。  
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり  
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第5号「令和6年度農作業標準賃金の承認については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり  
議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案どおり承認することとし、4月1日から適用することに決定いたします。

議長 次に、日程第10「令和5年分農地の賃借料情報について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

農地係 説明いたします。116頁から118頁でございます。

農地の賃借料情報につきましては、年1回、直近の賃借料の情報を提供することになっております。116頁は令和5年1月から12月までに農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業によって締結された賃貸借契約に基づき、集計した数値を掲載しております。「田の部」と「畑の部」について、穎娃、知覧、川辺の地域毎に10a当たりの平均額、最高額、最低額、集計に用いたデータ数、最後に市全体の平均額を加重平均したうえで示してございます。

なお、茶畑につきましては、下のコジルの4にありますように、条件によりましてばらつきが見られましたので集計から除いてあります。117頁

の茶業振興会が設定する標準小作料の目安を参考にさせていただくようにしております。

この情報は、3月に全戸配布します『農業委員会だより』に掲載して提供する予定です。

118 号は、賃借料の推移としまして、令和4年との比較を掲載しております。市全体の平均額をみますと、「田の部」が800円の増額、「畑の部」が300円の減額となっております。

なお、この情報はあくまでも目安であり、賃借料は貸し手と借り手の双方がよく話し合っただけで決めていただくようお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 只今事務局から説明のありました件について、質問、御意見はございませんか。  
11 番委員 川辺の茶園の標準小作料は、上が無くて一般だけです。この事については、川辺の振興会の中で話し合われています。

農地係長 川辺の茶園の情報ということです。116 号については、お茶を除いていますので、委員から出されたことにつきましては、117 号の参考資料のところでは情報を提供ということで御理解いただきたいと思っております。

議長 他にありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、報告事項でございますので、御了承願いたいと思っております。この情報については、3月に配布される農業委員会だよりに掲載予定であり、また、市のホームページでも公開されますので、よろしくお願いたします。

議長 次に、日程第11「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

8 番委員 1月17日～18日に出席した女性登用促進研修会の復命。

女性登用の3割目標であるが、若い世代は子育てで難しい、中間層は親の介護で登用が進まない。参加者は自分より目上の方々が多かった。

登用に際し、託児所を設けて増加に繋げているところもあるとの事でした。女性は男性に比べて動きが速いが、家庭との両立で難しいとの意見がありました。

14 番委員 遊休農地が各地区増えて大変なことになっていますが、市が管理するトラクターのモアの借り入れは出来ないものか。検討出来ないでしょうか。

先般、〇〇〇と語る機会がありまして、反対の意見とかありませんでした。

局長 今、委員からありましたモアの貸し出しは、所管は建設課あたりになるかと思っております。建設課は市道等の路肩部分の除草、河川の作業など詳しくは判りませんが、農地に関して貸与が出来るのか確認して次回の総会にでも報告させて頂きたい。

14 番委員 県道の除草も一通りで全部を払っていないので、全部出来ないものだろうか。

11 番委員 市のものはトラクターの為、届かない、機械のアームの範囲のみになる。ユンボの場合は届く可能性もある。刈り払い機を背負う時代ではないと機械に頼る時代でスライドモアなどトラクターに付けるものは必要になってくると思っております。

河川愛護で依頼をしているが、届く範囲で残りは住民が払う。自治会費で運営するので「貸し出すがあれば」賛成します。

議長 前、議員からの一般質問も出ておりました。協議しますとのことでしたので、再度確認をしてみてください。

11番委員 夏の暑い時期にはしないとの意見が住民からある。

議長 他にないですか。令和5年12月28日 南日本新聞「農業基本法初の改正」に係る記事の紹介。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

事務局長 今後の日程について連絡

農政係長 「能登半島義援金」, 「令和6年度総会日程の2月審議」について事務連絡

議長 只今の件について、御質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和6年第1回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉会 午後3時00分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 16番 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 17番 \_\_\_\_\_